

佐賀県県税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第35号

佐賀県県税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

佐賀県県税条例の一部を改正する条例（令和 7 年佐賀県条例第21号）附則第 1 条（同条第 1 号及び第 2 号に掲げる規定を除く。）の施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日とする。